

2020年3月19日

Stand Down 即日無給の休業を要請できる雇用主の権利

Stand Down とは

事業主のコントロールの及ばない事象（不可抗力）により事業の全部、もしくは一部が停止した場合、従業員を無給で休業（待機）させることができる規則です。

参照：[フェアワーク法第 524 条\(1\)\(c\)](#)

新型コロナウイルスの影響に Stand Down は適用できるのか

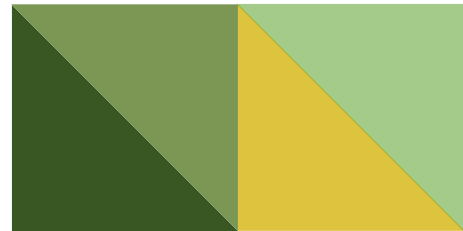
オーストラリア政府は、2020年3月15日午前0時以降にオーストラリアに入国する者は、14日間自己隔離することを義務付けました。また、2020年3月20日午後9時以降は、居住者以外のオーストラリアへの入国を禁止にしました。その他、他人と物理的な距離をなるべくとるように要請が出されています。

今後も、学校が休校になったり、飲食店など人が集まる場所が営業停止になる等の対応も考えられます。

これら政府の命令や要請により、直接的、間接的に事業の全部もしくは一部が停止した事業所では、Stand Down の規定が適用され、従業員を無給で休業にすることができるでしょう。

Stand Down が可能な要件は？

- ▶ 事業主のコントロールの及ばない事象によって事業の全部、もしくは一部が停止した場合
例) 生産ラインの一部が停止した場合でも、その生産ラインに従事する従業員だけに Stand Down を適用できます。
- ▶ 直接の営業停止命令でなくても、政府の要請の結果として事業が停止する場合は適用されます。
例) 学校が閉鎖された場合、学校に給食を提供しているサプライヤーにも該当します。



Stand Down と整理解雇の違い

整理解雇とは

- ▶ 整理解雇は、該当するポジションが必要なくなる場合に人員整理を行うための解雇です
- ▶ 事前にコンサルテーションを実施します
- ▶ 代替りのポジションがあるかを検討し、オファーすることが求められます
- ▶ 整理解雇手当が発生します（従業員 15 名以下の事業主は対象外）

Stand Down とは

- ▶ Stand Down の期間中は無給です
- ▶ Stand Down の期間に定めはありません
- ▶ Stand Down の期間は雇用が継続しますので、有給休暇は付与されます
- ▶ Stand Down の期間前に承認した有給休暇は、効力を持ち続けます
- ▶ Stand Down 開始後の有給申請は、これを承認する義務はありません
- ▶ Stand Down の期間中、従業員は求職活動をできますが、これは辞意とはみなされません

Stand Down が適用されるかの判断

- Stand Down は、通常、突発的な自然災害や事件などを想定して規定されており、新型コロナウイルスのような長期的、かつ、オーストラリア全土に長期的に多くの業界に連鎖して影響を与える状況は想定していません。そのため、政府の命令や要請の影響を間接的に受ける場合に、どの程度の関連性が必要かまでは判例が確立されていません。現時点では誰も的確な答えを持っていません。
- 労働組合や従業員が Stand Down ではないと反対することも想定されます。
- Stand Down に関する係争は、Fair Work Commission に管轄があります。
- 想定される中で一番ネガティブな Fair Work Commission の決定は、「Stand Down ではなく、整理解雇である」として整理解雇手当や解雇通知期間の給与の支払い命令が出されることです。Stand Down が適用されるかどうか不確かな事業所は、事業所や従業員の勤続年数、雇用契約書によって整理解雇時の支払い額は変わります。これらの計算を行ったうえで Stand Down の実施や人選の決定をすることになるでしょう。

COVID-19 関連 法律情報共有サイトのご案内

COVID-19 関連の法律情報共有サイト ([lawshare.community](https://www.lawshare.community)) を立ち上げました。同サイトに「Q&A」「対応事」「Info Sheet」を随時アップしています。

サインイン

<https://www.lawshare.community>

サイト内で共有させていただくことを条件に、事業主様からのご質問に無償でお答えしています。現場で実行している対応策や対応に困っていることがあれば、サイトからお問合せください。

免責事項

Katsuda Synergy Group Pty Ltd trading as Katsuda Synergy Lawyers、Katsuda Synergy Migration Pty Ltd、LawShare Pty Ltd（以下「KS Group」といいます。）は、当資料に掲載している情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。セミナー資料の場合は、セミナー内の説明で補填された情報は資料に含まれていないので、

- 当資料に掲載している情報は、一般的なガイダンスに限定されています。
- 資料内の和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。
- 法律の適用およびそのインパクトは、特定の事実関係によって大幅に異なることがあります。法律、規則、規定は、常に変更が加えられること、および電子的通信手段に（不可避免的）に内在する危険性や問題点を踏まえ、当資料に掲載される情報は、その情報提供が遅れたり、欠落したり、また不正確である可能性もあります。

したがって、著者あるいは発行者は、この資料においては法務あるいはその他の専門的なアドバイスあるいはサービスを提供しているものではないという認識で、当資料の情報を提供しています。そのため、当資料に掲載されている情報を、専門的な法務、その他の権限あるアドバイスの代用として用いるべきではありません。当資料の情報に基づき具体的な決定や行為を起こす前に、KS Group の専門家に相談することが肝要です。

当資料では、信頼できる情報源から得た情報を、確実に掲載するようあらゆる努力をしておりますが、KS Group は、間違い、情報の欠落、あるいは、掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。当資料に掲載されている全ての情報は、その時点の情報が掲載されており、完全性、正確性、時間の経過、あるいは、情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。また、あらゆる種類の保証、それが明示されているか示唆されているかにかかわらず、また業務遂行、商品性、あるいは特定の目的への適合性への保証、また、これらに限定されない保証も含め、いかなることも保証するものではありません。

いかなる場合にも、KS Group、その関連するパートナーシップ、法人、パートナー、代理人、ならびに従業員は、当資料に掲載されている情報によって決定を下したり、あるいは行為を起こしたことにより、結果的に損害を受け、特別なあるいは同類の損害を蒙ったとしても、またその損害の可能性について言及していたとしても、一切の責任を負いません。

当資料で掲載されている外部サイトへのリンク（あれば）は、第三者が運営しているもので、KS Group は管理していません。KS Group が、その正確性や第三者のサイトに掲載されている情報について内容の正確性を保証ないし推奨するものではありません。

*KS Group は、オーストラリアにおける法律サービスネットワークのメンバー法律事務所およびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、法律情報や実務ツールの提供および各分野の法律アドバイスをクライアントに提供しています。